

## 加入金・各種手数料一覧

○須賀川市水道事業給水条例  
別表第2（第31条関係）

### 1 加入金

メーターの口径（ミリメートル）	加入金の額（円）税込
13	66,000
20	143,000
25	247,500
30	330,000
40	660,000
50	990,000
75	2,145,000
100	3,630,000
125以上	管理者が定める額

別表第3（第32条関係）

### 1 設計手数料 実費

### 2 設計審査手数料（1装置につき）

工事の種別	手数料の種別基準 給水管口径50ミリメートル以下、給水管延長100メートル以下で、かつ水栓数20栓以下の場合（円）	左記以外の場合（円）
新設工事	150	170
改造工事	100	110
撤去工事	50	55

### 3 工事検査手数料（1装置につき）

工事の種別	手数料の種別基準 給水管口径50ミリメートル以下、給水管延長100メートル以下で、かつ水栓数20栓以下の場合（円）	左記以外の場合（円）
新設工事	1,000	1,100
改造工事	650	710
撤去工事	100	110

### 4 修繕手数料 管理者が定める額

### 5 各種証明手数料 100円

6 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

7 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 10,000円